

§ 7 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集)

インクルーシブ教育実践推進校特別募集については、県教育長が必要と認める場合、次のとおり、二次募集を行う。

I 志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記 § 6 の I に定める志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において、令和 7 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

二次募集を行う高等学校の募集人員については、県教育長が別に定める。

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 2 号様式の 3)の受付時間は、次のとおりとする。

募 集 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 3 月 4 日(火)及び 3 月 5 日(水)	3 月 4 日(火)は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 5 日(水)は、午前 9 時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

(1) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集期間を同じくする募集に同時に志願することは認めない。

(2) その他

前記 § 6 の III の 1 の(1)及び(2)の規定を準用する。

2 志願の手続

(1) 志願者は、紙による入学願書(第 2 号様式の 3)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集面接シート(第 33 号様式)と併せて、前記 2 の期間内に志願先の高等学校長に提出する。

(2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(2)、(3)、(5)、(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

(1) 中学校長が行う手続は、前記 § 2 の III の 4 の規定を準用する。ただし、二次募集への志願者の調査書については、中学校等で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 3 月 4 日(火)から 3 月 10 日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 2 の III の 5 の規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記 III の 2 による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中 1 回に限り、募集期間を同じくする全日制の課程及び定時制の課程については、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

志 願 変 更 の 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 3 月 6 日(木)及び 3 月 7 日(金)	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続は、前記 § 2 のⅣの 3 の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年3月11日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

5 選考の方法

(1) 選考にあたって、当該高等学校長は、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 のⅤの 7 及び 8 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時	場所
令和7年3月14日(金)午前10時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記 § 2 のⅥの規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 のⅧの規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 のⅨの 1 の(2)及び 2 から 4 の規定を準用する。